

3文科教第488号

令和3年8月6日

各国公私立大学長 殿

文部科学省総合教育政策局長

義本 博司

教員養成フラッグシップ大学の公募について（通知）

このたび、標記のことについて、別添「教員養成フラッグシップ大学公募要領」により行うこととしましたので、お知らせします。

については、教員養成フラッグシップ大学としての指定を希望される場合は、本制度の趣旨等にも十分御留意の上、別添に基づき、必要な調書等を作成し、申請されるようお願いします。

教員養成フラッグシップ大学公募要領

1. 指定の背景・目的

中央教育審議会から、令和3年1月に答申された「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」においては、教師がICTを活用しながら、児童生徒の個別最適な学びと、協働的な学びを実現することの重要性について指摘されているところです。

Society5.0時代の到来など、変化が激しく予測困難な社会に対応するためには、「令和の日本型学校教育」を担う高い資質能力を備えた教師の育成が求められており、とりわけ、児童生徒が主体的・対話的に知識を習得していく過程を支援する視点に立ち、他者と協働しながら省察的実践により授業改善を取り組み続けることを通じ、個別最適な学びや協働的な学びの実現を先導する教師の養成は喫緊の課題となっています。

また、GIGAスクール構想の実現により整備されるICT環境の活用や、小学校における35人学級をはじめとした少人数によるきめ細やかな指導体制の整備により、「令和の日本型学校教育」を担う教師には、先端技術を効果的に取り入れたICT活用指導力や教科等横断的視点に立って児童生徒の資質・能力を育成する力、子供たち一人一人に合った個別最適化された学びや協働的な学びの在り方を構想する力などが一層重要となっており、このような資質・能力を培う教職科目の在り方についても検討が必要となっています。

一方、教育再生実行会議第十一次提言「技術の進展に応じた教育の革新、新時代に対応した高等学校改革について」（令和元年5月17日）等において、Society5.0時代にふさわしい教員養成を先導する大学を創設することが提言されており、その役割や要件については、中央教育審議会教員養成部会の下に設置された教員養成のフラッグシップ大学検討ワーキンググループにおいて検討が行われ、「Society5.0時代に対応した教員養成を先導する教員養成フラッグシップ大学の在り方について（最終報告）」（令和2年1月23日中央教育審議会教員養成部会教員養成のフラッグシップ大学検討ワーキンググループ）（以下「ワーキンググループ最終報告」という。）として取りまとめられたところです。

文部科学省では、これらの状況を踏まえ、「令和の日本型学校教育」を担う教師の育成を先導し、教員養成の在り方自体を変革していくための牽引（けんいん）役としての役割を果たす大学について、その申請に基づき、文部科学大臣が教員養成フラッグシップ大学として指定する仕組みを創設することとしました。

教員養成フラッグシップ大学においては、新たな社会の到来を見据え、教育現場や教育行政、NPO や企業、関連分野の学問研究において優れた業績や実績を有する他大学や研究機関等と緊密に連携しつつ、新しいプログラムを研究・開発するなどの先導的・革新的な取組を行うとともに、取組から得られた知見を他の教員養成大学や教職課程を有する大学に展開し、我が国の教員養成の在り方を変革していく牽引（けんいん）役となることを求めます。

2. 指定の対象となる構想

教員養成フラッグシップ大学の申請にあたっては、以下の（1）から（3）までの全てについて、優れた研究・人材育成拠点として全国的な教員養成の高度化に貢献できる具体的な構想を提案いただき、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会（以下「部会」という。）に設置する「教員養成フラッグシップ大学推進委員会」（以下「推進委員会」という。）による審査のうえで、役割・機能を確実に果たすことが見込まれる大学に限り、指定することとします。

（1）先導的・革新的な教員養成プログラム・教職科目の研究・開発

Society5.0 に象徴される新たな社会の到来を見据え、教育学をはじめ関連分野の学問研究の成果を生かし、他大学、研究機関、教育現場、教育行政関係機関、NPO、民間事業者等とも緊密に連携しつつ、教員養成の理想像を探究し、「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方についての中央教育審議会での議論等も踏まえ、「令和の日本型学校教育」を担う教師として望ましい資質・能力について、教員養成段階を通じて達成すべき目標を設定すること。

教員養成フラッグシップ大学において認められる教育職員免許法施行規則に定める「教科及び教職に関する科目」の特例措置や教職大学院の共通 5 領域の必修単位数の弾力措置（※）を活用しつつ、以下の①～⑦の重点課題に含まれる要素を組み合わせた独自の領域（テーマ）を設定して学習観・授業観の転換を担う教師の育成のための新しいプログラムを研究・開発し、優れた研究・人材育成拠点として全国的な教員養成の高度化に貢献できる具体的な構想を

提案すること。

- ①学習者中心の授業デザイン・学習活動デザインについての理解増進、ファシリテーターとしての教師の役割についての意識向上
- ②教育学や教師教育学、学習科学等に基づく省察的実践（仮説設定、教育実践、省察）を通じて学び続ける教師としての意識・態度の育成
- ③学習者中心の視点に立った教職科目体系の見直し（教科専門を含む）
- ④教師・保護者・地域・専門家等と協働する態度や、協働できる環境を整える組織マネジメントの資質・能力の育成
- ⑤学校現場における教育データサイエンスの活用や STEAM 教育を先導する人材の育成
- ⑥障害のある児童生徒、外国人児童生徒、不登校、経済的に困難な家庭の児童生徒、特定分野に特異な才能のある児童生徒等、多様な子供への理解・対応力
- ⑦学部と教職大学院の一体的な教員養成カリキュラムの検討、現職教員研修（教員育成指標）との連携の在り方の検討

(※) 教員養成フラッグシップ大学においては、専修免許状及び一種免許状（幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に係るものに限る。）の授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、専修免許状及び一種免許状の取得に必要な単位数から二種免許状の取得に必要な単位数を差し引いた単位数（高等学校の場合は二種免許状がないため、中学校の二種免許状の取得に必要な単位数相当を差し引くこととする。）までは、教員免許状の取得に必要なものとして指定大学が加える科目の単位をもってあてることができることがあります。申請に当たっては、これら特例を活用した取組の内容について、特例を活用する教職課程や教職大学院のコース等を特定しつつ、できる限り具体的に提案してください。（教育職員免許法施行規則に定める「教科及び教職に関する科目」の特例措置や教職大学院の共通 5 領域の必修単位数の弾力措置の内容については、「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について（通知）」（令和 3 年 8 月 4 日 3 文科教第 438 号 総合教育政策局長通知）及び「教員養成フラッグシップ大学の指定大学における教職大学院の共通 5 領域の必修単位数の弾力措置について」（令和 3 年 8 月 6 日付け事務連絡）の内容も御参照ください。）

なお、教育職員免許法施行規則に定める「教科及び教職に関する科目」の特例措置や教職大学院の共通 5 領域の必修単位数の弾力措置については、教員養成フラッグシップ大学として指定された大学が、「令和の日本型学校教育」を担う教師の育成を先導し、教員養成の在り方自体を変革していくための牽引（けんいん）役としての役割を果たすことを踏まえて、当該教員養成フラ

ッグシップ大学に限って認められるものであり、取組の実施に当たって連携する大学はその対象とはなりません。共同実施制度や連携開設制度を活用して実施する場合には、関係大学が共同で申請の上で、それぞれの大学が指定要件を満たすものとして教員養成フラッグシップ大学の指定を受けることが必要です。

(2) 全国的な教員養成ネットワークの構築と成果の展開

教員養成フラッグシップ大学が中核となって、他大学、研究機関教育現場、教育行政関係機関、NPO、民間事業者等との全国的な教員養成ネットワークを構築するとともに、(1)の先導的・革新的な取組の成果について、教員養成大学・学部や教職課程を有する大学、教育委員会、学校現場等に幅広く展開すること。

上記の実施にあたり、オンライン講義の活用等により先導的プログラムを複数大学間に展開するプラットフォーム等を構築するとともに、教員養成に関わる大学教員のFD等による人材育成・能力開発目標の設定・実施を行うこと。

(3) 取組の検証を踏まえた教職課程に関する制度の改善への貢献

(1)の先導的・革新的な取組の効果について、学生の資質・能力の習得の状況を把握し、エビデンスに基づく評価を行うこと。これらの理論と実践の裏付けに基づき、学校教育の課題解決のための対応策の提示・支援、教育や教員養成の近未来像の描出を行うこと。

また、申請大学自らが大学・教職大学院の教職課程の変更や学部・学科等の改組をはじめとするカリキュラム改革に取り組むとともに、「令和の日本型学校教育」に対応した我が国の教員養成を先導する観点からのコアカリキュラムや評価基準の開発その他の教員養成に関する制度改革についての具体的な提案を行い、部会に設置する推進委員会における新たな教職課程のモデル開発に協力すること。

指定された大学は、推進委員会からの助言等も踏まえ、「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方についての中央教育審議会での議論等に貢献する取組や提言等も行うこと。

3. 申請者等

以下の要件を全て満たす大学が、本指定のための審査に申請することができます。

- 教員養成を主たる目的とする学部又は学科等¹を有する大学が申請主体であること²。
- 申請主体となる大学において、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校のいずれか複数の学校種に関する教員免許の課程認定を受けていること。
- 申請主体となる大学の設置者が、教職大学院及び附属学校を備えていること。

4. 審査の観点

- (1) 構想の実現に向け、他大学、研究機関、教育現場、教育行政関係機関、NPO、民間事業者等との効果的かつ先進的な連携体制の構築が計画されているか。人的・資金的リソースの提供等、連携先との協力関係が明確であるか。
 - 国内外の大学や研究機関、教育現場、教育行政関係機関、NPO、民間事業者等との連携に積極的かつ効果的に取り組んでおり、顕著な実績を有しているか。
 - 取組を実施するために連携する、関連分野の学問研究において優れた業績や実績を有する他大学、研究機関、教育現場、教育行政関係機関、NPO、民間事業者等との緊密な連携体制が構築されているか。
 - 教育現場や教育行政関係機関との連携において、目指すべき人材像を共有した上で、現場の意見を反映しつつ、取組の実効性を担保するための連携体制が構築されているか。
- (2) 当該領域（テーマ）において求められる人材像と人材育成の具体的な目標が設定されており、当該領域（テーマ）に関する優れた研究開発構想を有しているか。（新たな価値の創造、学問領域の創造・再編等）
 - 2. (1) ①～⑦に示す課題に関し、「令和の日本型学校教育」を担う新しい学校像や教師像をイメージした新たな教員養成カリキュラムや科目の開発等に関する構想が含まれているか。

¹ 教員免許状の取得を卒業要件とする学部、学科又は課程を指す。

² 共同実施制度や連携開設制度を活用して実施する場合において、関係大学が共同で申請することも考えられるが、教員養成フラッグシップ大学としての指定に係る審査は、それぞれの大学について指定要件を満たすものであるか検討・判断されることとなる。

- ・ 教員養成に関する制度改革についての具体的な提案を含め、先端技術、科学的知見、外部人材等を効果的に活用した創造的、革新的、挑戦的な今後の教員養成の在り方に関する研究開発計画や構想を有しているか。また、その達成に向けて具体的で意欲的かつ戦略的な達成目標が設定されているか。
- ・ 教員養成及び教員養成に関連する分野の研究において、特に優れた実績を有しているか。また、附属学校において我が国の教育課題に対応した顕著な教育研究実績と今後の挑戦的な計画や構想を有しているか。
- ・ 教員養成に関し、当該大学の強みや特色等をどのように把握し、何を伸長させようとし、何を改善しようとしているのか等の分析がなされているか。
- ・ 教育委員会と積極的かつ緊密に連携した現職研修等多様な現職教員向けコースの設置、これらの研修や学び直しにおける先端技術の活用等を行っており、その実績と計画を有しているか。

(3) 構想を実現するための十分な教育・研究基盤があるか。（研究組織、教員組織、教学マネジメント組織等）

- ・ 教職課程に関わる全学部・学科等、教職大学院、附属学校が参画し、学長のリーダーシップの下に、全学で一体的かつ継続的に構想の実現に取り組むガバナンスやマネジメントの体制が構築されているか。フラッグシップ大学としての取組のために大胆な組織改革やリソースの集中投資を行うことが可能な体制が構築されているか。
- ・ 先導的・革新的な取組の検証結果を踏まえた大学の教職課程の変更等のカリキュラム改革や学部・学科等の改組、教員養成に関する制度改革についての具体的な提案を行うことのできる能力、体制を備えているか。
- ・ 教員養成フラッグシップ大学としての役割を果たし、達成目標を実現するためには必要な教育環境及び財政的な基盤（外部資金の獲得を含む）を有しているか。特に、教育・教員組織の見直しや大学間連携など、教員養成機能の強化・高度化に資する中長期の組織体制整備に関する構想を有しているか。

- ・ 多様なバックグラウンドを持つ者、実践と研究を融合できる者、協働して分野横断的な研究ができる者等を大学教員として積極的に養成・採用するとともに、FD等による人材育成・能力開発目標の設定・実施を行うなどこれらを効果的に育成・活用するための具体的な研修・キャリア形成支援の体制を備えているか。また、こうした教員の活動を支援する体制を備えているか。

(4) 当該領域（テーマ）における優れた研究・人材育成拠点として構想の成果を全国的に展開する仕組みを構築することとしているか。

- ・ 教員養成に関する先導的・革新的な取組の成果や課題を評価、分析し、他の大学や教育現場でも活用できるものに普遍化し、その成果を発信して全国各地での実践・展開につなげる取組の実績を有しているか。
- ・ 全国的な教員養成ネットワークや、先導的なプログラムを複数大学間に展開するプラットフォーム等を構築するなど、本構想の成果の発信・展開に関して、他大学、研究機関、教育現場、教育行政関係機関、NPO、民間事業者等との具体的かつ戦略的な連携構想を有しているか。成果の普及状況についてのフォローアップに関する構想を含むものであるか。
- ・ 教員養成に関する具体的なカリキュラム・プログラム・授業案等とその実施に必要な教材・指導補助資料等の展開を伴ったものとしているか。

5. 審査方法

(1) 審査主体

教員養成フラッグシップ大学を指定するための審査は、推進委員会において行い、文部科学大臣は、部会及び推進委員会の意見を聴いて指定を行います。

(2) 審査の手順

推進委員会の審査は、提出された申請書類による「書面審査」及び「ヒアリング審査」を行います。なお、申請数が多い場合には、「書面審査」を一次審査とし、その結果一部の大学のみが「ヒアリング審査」として二次審査の対象となる可能性があります。（件数は選定予定件数の1.5～2倍程度を予定していますが、申請状況や書面審査結果等により変動する可能性があります。）

また、指定にあたっては、推進委員会から構想の改善のための意見をお伝え

する場合があります。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大などの状況を踏まえ、ヒアリング審査のオンライン通信による実施など、審査方法が変更される可能性があります。

6. 指定件数

教員養成フラッグシップ大学に指定された大学は、推進委員会からの助言や、推進委員会が実施する評価・検証を通じて「令和の日本型学校教育」に対応した新たな教職課程のモデル開発に協力することとされていることや、ワーキンググループ最終報告において、必要な役割・機能を果たすことが見込まれるごく少数の拠点となる大学に限定して選定を行うべきとされていること等を踏まえ、指定件数については4～5大学程度となることを想定しています。

なお、最終的には推進委員会での審査により決定されることとなり、その結果として、指定件数が想定件数と異なる場合もあります。

7. 指定期間

最終報告において示された5年を基準として指定する事由がなくなったと判断する場合において指定の取り消しを行い、指定の事由が引き続き認められる場合は継続することを可能とします。

なお、文部科学大臣は、指定の事由がなくなった場合は、教員養成フラッグシップ大学の指定を取り消すこととされており、指定の事由がなくなったと認められる場合は、5年を経過する前にも指定を取り消すことがあります。

8. 評価

(1) 評価の方法

指定された大学の構想の進捗状況については、毎年度推進委員会に報告し、必要に応じ推進委員会からの助言等を踏まえて計画内容の見直し等を行うとともに、実施期間の3年目及び5年目に推進委員会による評価を実施します。

(2) 評価結果の反映

実施期間の3年目及び5年目に推進委員会によって行われる評価の結果を踏まえ、必要に応じ計画内容の見直しを行っていただきます。結果によっては、文部科学大臣による指定の取り消し等を行います。

9. 提出書類

(1) 申請書類

申請にあたっては、教員養成フラッグシップ大学の趣旨を十分に踏まえて、教員養成フラッグシップ大学構想調書を含む以下の申請書類を作成し、大学の設置者から文部科学大臣宛てに公文書により申請してください。

- ・構想調書：本体（A4 縦 15枚以内 ワード）
- ・構想調書：要約版（A4 縦 4枚以内 ワード）
- ・構想の概要（A4 横 1枚以内 パワーポイント）
- ・工程表（A4 横 4枚以内 パワーポイント）
- ・ヒアリング用資料（パワーポイント）

※構想調書の作成にあたっては、別紙の留意事項を踏まえ作成してください。

※公文書に公印の押印は必要ありません。

(2) 提出期限・提出先

提出期限：令和3年11月12日

※ただし、ヒアリング用資料については、ヒアリングの日程と併せて後日提出期限をお知らせします。

提出先：文部科学省総合教育政策局教育人材政策課教員養成企画室

kyoin-y@mext.go.jp

10. 情報公開

大学名については、各大学からの申請の段階及び指定が行われた段階で公表します。構想調書及び構想の概要等については、指定の結果の公表と併せて文部科学省公式ウェブサイトにおいて公表します。

11. スケジュール

令和3年 8月 6日 公募開始

令和3年11月12日 各大学からの申請〆切

12月～ 推進委員会における指定についての書面審査

12月～1月 推進委員会における指定についてのヒアリング審査

令和4年 2月頃 教員養成フラッグシップ大学の指定

4月 教員養成フラッグシップ大学の取組開始

12. 問合せ先

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課教員養成企画室

電話： 03-6734-4111（内線 3778）

メール： kyoin-y@mext.go.jp

教員養成フラッグシップ大学 構想調書作成に係る留意事項

構想調書は、以下（1）～（4）を必ず含む構成としてください。また、公募要領「4. 審査の観点」に関連する内容については、該当する観点を当該段落の文末に明示（例：（観点①ーア））するようしてください。

- （1）構想の全体像
- （2）先導的・革新的な教員養成プログラム・教職科目的研究・開発の内容
- （3）全国的な教員養成ネットワークの構築と成果の展開
- （4）取組の検証を踏まえた教職課程に関する制度の改善への貢献

公募要領「4. 審査の観点」

① 構想の実現に向け、他大学、研究機関、教育現場、教育行政関係機関、NPO、民間事業者等との効果的かつ先進的な連携体制の構築が計画されているか。人的・資金的リソースの提供等、連携先との協力関係が明確であるか。

ア. 国内外の大学や研究機関、教育現場、教育行政関係機関、NPO、民間事業者等との連携に積極的かつ効果的に取り組んでおり、顕著な実績を有しているか。

イ. 取組を実施するために連携する、関連分野の学問研究において優れた業績や実績を有する他大学、研究機関、教育現場、教育行政関係機関、NPO、民間事業者等との緊密な連携体制が構築されているか。

ウ. 教育現場や教育行政関係機関との連携において、目指すべき人材像を共有した上で、現場の意見を反映しつつ、取組の実効性を担保するための連携体制が構築されているか。

② 当該領域（テーマ）において求められる人材像と人材育成の具体的な目標が設定されており、当該領域（テーマ）に関する優れた研究開発構想を有しているか。（新たな価値の創造、学問領域の創造・再編等）

ア. 公募要領2.（1）①～⑦に示す課題に関し、「令和の日本型学校教育」を担う新しい学校像や教師像をイメージした新たな教員養成カリキュラムや科目の開発等に関する構想が含まれているか。

イ. 教員養成に関する制度改革についての具体的な提案を含め、先端技術、科学的知見、外部人材等を効果的に活用した創造的、革新的、挑戦的な今後の教員養成の在り方に関する研究開発計画や構想を有しているか。また、その達成に向けて具体的で意欲的かつ戦略的な達成目標が設定されているか。

ウ. 教員養成及び教員養成に関連する分野の研究において、特に優れた実績を有しているか。また、附属学校において我が国の教育課題に対応した顕著な教育研究実績と今後の挑戦的な計画や構想を有しているか。

エ. 教員養成に関し、当該大学の強みや特色等をどのように把握し、何を伸長させようとし、何を改善しようとしているのか等の分析がなされているか。

オ. 教育委員会と積極的かつ緊密に連携した現職研修等多様な現職教員向けコースの設置、これらの研修や学び直しにおける先端技術の活用等を行っており、その実績と計画を有しているか。

③ 構想を実現するための十分な教育・研究基盤があるか。（研究組織、教員組織、教学マネジメント組織等）

ア. 教職課程に関わる全学部・学科等、教職大学院、附属学校が参画し、学長のリーダーシップの下に、全学で一体的かつ継続的に構想の実現に取り組むガバナンスやマネジメントの体制が構築されているか。フラッグシップ大学としての取組のために大胆な組織改革やリソースの集中投資を行うことが可能な体制が構築されているか。

イ. 先導的・革新的な取組の検証結果を踏まえた大学の教職課程の変更等のカリキュラム改革や学部・学科等の改組、教員養成に関する制度改革についての具体的な提案を行うことのできる能力、体制を備えているか。

ウ. 教員養成フラッグシップ大学としての役割を果たし、達成目標を実現するために必要な教育環境及び財政的な基盤（外部資金の獲得を含む）を有しているか。特に、教育・教員組織の見直しや大学間連携など、教員養成機能の強化・高度化に資する中長期の組織体制整備に関する構想を有しているか。

エ. 多様なバックグラウンドを持つ者、実践と研究を融合できる者、協働して分野横断的な研究ができる者等を大学教員として積極的に養成・採用するとともに、FD等による人材育成・能力開発目標の設定・実施を行うなどこれらを効果的に育成・活用するための具体的な研修・キャリア形成支援の体制を備えているか。また、こうした教員の活動を支援する体制を備えているか。

④ 当該領域（テーマ）における優れた研究・人材育成拠点として構想の成果を全国的に展開する仕組みを構築することとしているか。

ア. 教員養成に関する先導的・革新的な取組の成果や課題を評価、分析し、他の大学や教育現場でも活用できるものに普遍化し、その成果を発信して全国各地での実践・展開につなげる取組の実績を有しているか。

イ. 全国的な教員養成ネットワークや、先導的なプログラムを複数大学間に展開するプラットフォーム等を構築するなど、本構想の成果の発信・展開に関して、他大学、研究機関、教育現場、教育行政関係機関、NPO、民間事業者等との具体的かつ戦略的な連携構想を有しているか。成果の普及状況についてのフォローアップに関する構想を含むものであるか。

ウ. 教員養成に関する具体的なカリキュラム・プログラム・授業案等とその実施に必要な教材・指導補助資料等の展開を伴ったものとしているか。